

こどもの貧困対策関連事業（重点施策推進経費）の実施状況について

●令和5年度 こどもの貧困対策関連（重点施策推進経費）

「大阪市こどもの貧困対策推進計画（平成30年3月策定）」に掲げる4つの施策体系に基づくとともに、令和4年度に実施した事業の効果や有効性を踏まえ、次の（1）から（3）に該当する事業について、令和5年度こどもの貧困対策関連経費とした。

《対象事業》

（1）計画指標の改善に有効であると認められる事業【3事業】

不登校、高校中退やひとり親世帯の就労自立支援などの引き続く課題に対して、貧困の連鎖を断ち切るため、継続的に集中して実施する必要がある事業

（2）令和4年度に実施した施策を効果検証し、こどもの貧困対策に有効であると認められる事業【20事業】※教育委員会・西成区再掲含む

令和4年度に実施した学習習慣の定着や居場所づくり、ひとり親世帯への支援策などの事業について、効果検証を行った結果、有効性を証明できる事業

（3）令和4年度に実施した事業を検証し、新たな事業として再構築することにより一層高い効果が認められる事業

令和4年度に実施した事業の検証の結果、新たな事業として再構築することにより、一層高い効果が期待できる事業

施策体系ごとの事業数【参考】

施策1 こどもや青少年の学びの支援の充実

- （2）一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進【5事業】※教育委員会再掲含む
- （3）進学や通学継続できるよう支援【7事業】※西成区再掲含む

施策3 つながり・見守りの仕組みの充実

- （1）こどもや青少年、保護者のつながりを支援【1事業】
- （3）社会全体でこどもや青少年、保護者を支援する取組みを推進【6事業】

施策4 生活基盤の確立支援の充実

- （1）就業を支援【2事業】
- （4）子育て世帯を経済的に支援【1事業】

（注）1事業については事務経費のため、施策体系ごとの事業数に含まない

こどもの貧困対策関連事業(重点的に取り組むもの)実施状況

令和5年度 重点施策推進経費 1,418,982千円、差引市費 1,222,738千円 23事業(12所属[10区、2局]) ※西成区、教育委員会再掲含む

区分	No.	所 属	事 業 名	重点経費(千円)		区分	実施状況 (令和5年7月ヒアリング時点)
				R4年度	R5年度		
学習習慣の定着	小学校へ学習指導員の配置						
	➤区内の小学校に学習指導員を配置し、放課後学習の取組を支援する。						
	1	浪速区	浪速まなび支援事業	9,939	9,939	継続	5月 支援開始
	2	住之江区	放課後学習チャレンジ教室事業	6,848	5,674	継続	6月 支援開始
	居場所への学習支援員の派遣など						
	➤こども食堂等のこどもの居場所において、学習(体験学習含む)に取り組めるよう支援する。 ➤都島区は、区内9か所で学習支援や悩み相談を実施する。天王寺区は地域の居場所の他、学校を派遣先に含め実施する。						
	3	都島区	都島区小学生サポート事業	7,376	7,376	継続	5月 支援開始
	4	天王寺区	こどもの居場所等における学び・生活サポート事業	1,091	1,091	継続	4月 支援開始
	学力向上支援						
	➤特に、学力に課題の見られる児童生徒の多い学校90校に対して、放課後学習等の個別支援を重点的に実施。						
—	教育委員会事務局	「学力向上支援チーム事業」における一部対象校での重点的支援 ※教育重点で予算要求	392,115	403,817	—	—	
学習習慣の定着(※再掲含む) 計				417,369	427,897		
不登校児童・生徒への支援	不登校対策						
	➤継続的な登校に至らない又は不登校の児童生徒に対し、学習支援や登校支援等を実施。 ➤西成区は各校にサポーターを配置し、こどもサポートネットなど各種事業と連携し実施。 ➤R5年度より、港区は全中学校へ拡充し実施。						
	5	大正区	学習・登校サポート事業	13,182	17,811	継続	4月 支援開始
	6	港区	不登校生徒支援事業	3,898	5,327	継続	4月 支援開始
	7	鶴見区	鶴見区 こどもの学習支援事業	13,676	13,676	継続	4月 支援開始
	8	中央区	子どもの貧困をなくすための子どもと学校支援事業	0	2,017	新規	4月 支援開始
	9	東成区	不登校の改善及び防止に向けた児童・家庭支援事業	0	1,489	新規	4月 支援開始
	10	東成区	子どもたちの「生きる力」育み支援事業	0	1,778	新規	9月 開講予定
	—	西成区	西成区こども生活・まなびサポート事業 ※西成特区で予算要求	69,374	82,485	—	—
	不登校児童・生徒への支援(※再掲含む) 計				100,130	124,583	
居場所づくり	➤こどもの居場所や企業、社会福祉施設等によるネットワークを構築し企業等からの物資提供の受皿となる機能を担うとともに、安心・安全な運営の基盤整備のための取組みなど、こどもの居場所等の活性化を図る。 ➤必要な地域にこどもの居場所が開設されるよう、補助金を交付する。						
	11	こども青少年局	こども支援ネットワーク事業	18,357	20,613	継続	4月 事業開始
	12	こども青少年局	大阪市こどもの居場所開設支援事業	1,410	21,645	継続	4月 事業開始
	13	西成区	こども食堂支援事業	353	150	継続	4月 事業開始
	居場所づくり 計				20,120	42,408	

区分	No.	所 属	事 業 名	重点経費(千円)		区分	実施状況 (令和5年7月ヒアリング時点)
				R4年度	R5年度		
複合的課題の横断的解決	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり 大阪市こどもサポートネットの構築 ➢学校における「気づき」により課題を抱えるこどもや世帯を発見し、学校・区役所(保健福祉センター)・地域資源などが連携して総合的に支援する。						
	14	こども青少年局	大阪市こどもサポートネット(コーディネーター配置)	284,420	293,820	継続	4月 事業開始
	15	教育委員会事務局	大阪市こどもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置)	280,831	285,854	継続	4月 事業開始
	16	こども青少年局	大阪市こどもサポートネット(スクールカウンセラー事業)	46,423	46,468	継続	4月 事業開始
	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり 計			611,674	626,142		
高校中退	高校中退者への支援策 ➢市内にある府立高校への出張授業や生徒へのアウトリーチ、LINE等の活用による相談受付を実施						
	17	こども青少年局	若者自立支援事業(高校中退者への支援策)	4,364	8,131	継続	4月 事業開始
高校中退者への支援策 計			4,364	8,131			
ひとり親世帯	ひとり親世帯への支援策 ➢ひとり親世帯の就業等による自立を促進するための支援策						
	18	こども青少年局	ひとり親家庭自立支援給付金事業 (ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)	93,334	98,569	継続	4月 事業開始
	19	こども青少年局	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	24,696	21,893	継続	4月 事業開始
	ひとり親世帯への支援策 計			118,030	120,462		
その他の顕著な課題	➢養育費の確保を確実にするための情報提供や弁護士による無料相談、家庭裁判所等への同行支援や履行確保の支援など総合的な支援を実施						
	20	こども青少年局	養育費確保のトータルサポート事業	23,091	24,763	継続	4月 事業開始
	➢こどもの貧困対策推進本部の運営にかかる事務費						
	21	こども青少年局	こどもの貧困対策推進経費	1,750	44,596	継続	4月 事業開始
その他の顕著な課題 計			24,841	69,359			
こどもの貧困対策関連事業(重点的に取り組むもの) 合 計			1,296,528	1,418,982			

重点施策推進経費	令和5年度	1,418,982千円、差引市費 1,222,738千円	23事業(12所属[10区、2局])※西成区、教育委員会再掲含む
	令和4年度	1,311,292千円、差引市費 1,118,692千円	21事業(11所属[9区、2局])※西成区、教育委員会再掲含む
	令和3年度	1,213,145千円、差引市費 1,070,366千円	25事業(15所属[13区、2局])※西成区再掲含む
	令和2年度	1,228,738千円、差引市費 1,084,617千円	31事業(18所属[16区、2局])※西成区再掲含む
	令和元年度	885,421千円、差引市費 730,710千円	37事業(22所属[19区、3局])※西成区再掲含む
	平成30年度	707,542千円、差引市費 589,797千円	36事業(21所属[18区、3局])
	平成29年度	219,235千円、差引市費 211,131千円	19事業(12所属[10区、2局])

令和5年度 こどもの貧困対策関連事業（重点施策推進経費分）

各事業内容説明

◆事業一覧の見方

事業区分	事業を「学習習慣の定着」「居場所づくり」など、とりまとめ一覧の項目で区分しています。
区分	「新規事業」「継続事業」「拡充事業」(既に実施している事業でこどもの貧困対策に効果があるため、対象等を拡充するもの)で区分しています。
事業費算定額 (差引市費)	各事業費算定額を掲載しています。 既存事業を拡充している場合は、事業全体の事業費算定額と、こどもの貧困対策の実施にあたって拡充に必要な経費（〔うち重点分〕と表示）を掲載しています。
手法	「委託」「補助」「直営」（市で雇用した嘱託職員の派遣など）などで区分しており、主なものを記載しています。
対象者・実施場所	主な対象者、主な実施場所を表示しています。

番 号	1	事 業 名	浪速まなび支援事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	浪速区 市民協働課				
事業費算定額(差引市費)	9,939千円 (9,786千円)			手法	委託
対 象 者	小学生	実施場所	区内全小学校 (6 校)		
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (2)				

実態調査から浮かび上がった、学校の授業以外の学習時間が少ないという課題に対応するために、平日の放課後に小学校の空き教室等を活用し、委託する民間事業者により配置される指導員が見守り、宿題などの自主学習ができる環境を整備する。これにより、学校の授業以外の児童の学習時間の確保を図るとともに、自主的に学習する習慣を身につけることができるよう支援する。

本事業は、平成29年度に区内2小学校でモデル実施し、児童の宿題実施率の向上に一定の成果が見られたことから、平成30年度から区内全小学校 (6 校) で実施している。

〔事業内容〕

学習習慣を身につけるための支援：

放課後に校内で宿題等の自主学習ができるように、小学1～3年生及び特に支援が必要な4年生以上の児童の学習 (宿題への取組み) を見守る指導員を1日あたり3時間を上限に、2～3名配置 (区内全6小学校対象)

番 号	2	事 業 名	放課後学習チャレンジ教室事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	住之江区 保健福祉課				
事業費算定額（差引市費）	5,674千円（ 5,674千円 ）			手法	委託
対 象 者	小学生	実施場所	区内小学校		
事業目的、概要	計画施策体系 1－（2）				

- ・ こどもサポートネット事業の対象となる児童を中心に、学習習慣の定着ならびに学習意欲の向上を図る。
- ・ こどもサポートネット事業の対象となる児童を中心に、児童個人の理解度等に合わせた学習支援を行う。
- ・ 福祉関係機関や支援者と連携し、学習習慣の定着や学習意欲の向上を促す。
- ・ 児童が個々の状況に関わらず学習支援に参加できるような環境を整えるための検証を行う。

番 号	3	事 業 名	都島区小学生サポート事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	都島区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	7,376千円 (5,126千円)			手法	委託
対 象 者	小学生	実施場所	区内施設 (9 か所)		
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (2)				
経済面や家庭環境に課題を抱える小学生をサポートするため、学習支援・悩み相談を行う居場所を区内全9地域に開設する。学習意欲の向上や学習習慣定着のほか、生活面における不安解消にも取り組むことで、子どもを支える環境の充実を図る。					
〔事業内容〕					
・小学生を対象として、学習支援や児童の観察（見守り）、悩み相談を行う居場所を区内9か所に開設する。					
・週1回（児童数が多い地域は、週2回）の定期開催とし、1回につき定員は20名程度とする。					

番 号	4	事 業 名	こどもの居場所等における学び・生活サポート事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	天王寺区 市民協働課				
事業費算定額(差引市費)	1,091千円 (1,091千円)			手法	直営
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	区内居場所 (5か所) 学校 (11校)	
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (2)				

天王寺区において、家庭の経済水準、生徒の学力水準は平均的には高いが、学校の勉強が「よくわかる」子どもの割合は全国を下回り、また虐待等により支援が必要な子どもは増加している。保護者以外の大人の見守りの必要について、子どもに関わる区内関係者とも認識は共有しており、民間による学校・家庭以外で子どもが一定時間過ごせる「こどもの居場所」づくりが進められている。民間（居場所設置者）及び学校と連携し、「居場所」での活動を、市でも課題とする学力向上・精神面の支援につなげるため、区において居場所での「学び・生活サポーター」の活動を支援する。

〔事業内容〕

- ・居場所における「学び・生活サポーター」の派遣

民間で設置された「こどもの居場所」の他、学校へサポーターを派遣し、サポーターが子どもの学力向上・精神面の支援を行う。

「学び・生活サポーター」は、こどもの学力向上・精神面の支援に関し知識と経験のある者（大学生、元教員、福祉施設での勤務経験者等）

番 号	－	事 業 名	「学力向上支援チーム事業」における一部対象校での重点的支援		
事業区分	学習習慣の定着		区 分	－	
担 当 所 属	教育委員会事務局 総務部 教育政策課、指導部 教育活動支援担当、教育センター				
事業費算定額(差引市費)	〔全体〕	570,936千円	(524,505千円)	手法	直営
	〔うち重点分〕	403,817千円	(403,817千円)		
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	小中学校 (90校)	
事業目的、概要	計画施策体系 1－(2)				
※学校教育の推進で要求					
指導主事などから構成される「支援チーム」が全小中学校を定期的に訪問し、教員の授業力向上を図るとともに、学力に課題のある全ての児童生徒へのきめ細かで継続した指導・支援を行い、児童生徒の基礎学力の定着及び学力の向上を図る。 〔事業内容〕（再掲部分） ・特に学力に課題の見られる児童生徒の多い学校90 校に対しては、校長と学びチーフコラボレーター（8 人）が協働して計画した学力向上への取組みに基づき、学びコラボレーター（75 人）による個々の課題に応じた助言など - 児童生徒への支援や、学びサポーターによる放課後学習等の個別支援を重点的に実施					

番 号	5	事 業 名	学習・登校サポート事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援			区 分	継続事業
担 当 所 属	大正区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	17,811千円 (17,811千円)			手法	委託
対 象 者	小学生、中学生	実施場所	自宅、学校ほか		
事業目的、概要	計画施策体系 1－(3)				

学校の授業以外で学習機会の少ない生活困窮家庭の児童やひとり親家庭で家庭学習機会が失われている児童、また不登校や病気による長期欠席等により学習機会を逃した児童・生徒に、家庭や学校、関係施設を含めた場所で、事業者による一人ひとりの状況に応じたきめ細かい学習サポートや登校支援等を行い、基礎学力の向上を図り、貧困の連鎖を断ち切る一助とするとともに児童・生徒の健やかな育成を図ることを目的とする。令和元年度から対象を中学生まで拡充している。

〔事業内容〕

(1) 学校、保護者との面談について
こどもサポートネットスクリーニング会議で対象家庭を抽出し、支援内容（家庭への支援、児童・生徒への支援）について学校、保護者等と面談を行う。

(2) 学習支援について
個別を基本とし、状況に応じて家庭や学校施設等で学習支援を実施する。

(3) 登校支援等について
不登校や不登校傾向にある児童・生徒に対して、登校の再開や定着に向けた支援を行い、学習機会を創出する。

(4) 居場所の提供
不登校など支援につながりにくい課題があるとされる生徒に対して、家庭・学校以外の場である「居場所」につなぎ、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。

番 号	6	事 業 名	不登校生徒支援事業			
事業区分	不登校児童・生徒への支援			区 分	継続事業	
担 当 所 属	港区 協働まちづくり推進課					
事業費算定額(差引市費)	5,327千円			(2,664千円)	手法	直営
対 象 者	中学生		実施場所	区内中学校 5 校		
事業目的、概要	計画施策体系 1－(3)					
子どもの不登校及び不登校傾向の改善を目的として、初期対応、長期化の防止、不登校からの回復に向けた支援を行う。不登校には多様な要因・背景があり、家庭に福祉的課題がある場合など、貧困とも関連する。また、不登校による学力低下、進学、就職への影響は、将来の貧困にもつながりかねない。本事業は、こうした貧困の連鎖や新たな貧困の抑制にも資するものである。 〔事業内容〕 ボランティアサポーターによる登校支援、別室登校支援、家庭へのアウトリーチ的支援、放課後の校内での学習支援、学校内での居場所開設の支援を行う。						

番 号	7	事 業 名	鶴見区 こどもの学習支援事業			
事業区分	不登校児童・生徒への支援			区 分	継続事業	
担 当 所 属	鶴見区 保健福祉課					
事業費算定額(差引市費)	13,676千円 (13,676千円)			手法	委託	
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	区内中学校5校、小学校12校		
事業目的、概要	計画施策体系 1－(3)					

鶴見区内の小中学校において、継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒等を対象に学習支援等を行うことにより、児童にとっては中学校の段階で不登校になる生徒や学力的に支援を必要とする生徒数を抑制し、生徒にとっては不登校の防止や学力向上につなげ、将来的に貧困に陥ることの防止並びに貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

〔事業内容〕

個々の児童生徒の課題に応じた支援計画を立てたうえで、指導経験豊富な講師による質の高い学習指導・支援を行うとともに、事業目的に即した効果的な支援を行う。

番 号	8	事 業 名	子どもの貧困をなくすための子どもと学校支援事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援			区 分	新規事業
担 当 所 属	中央区 市民協働課				
事業費算定額(差引市費)	2,017千円 (2,017千円)			手法	直営
対 象 者	小学校 中学校		実施場所	区内公立学校園	
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (3)				
中央区においては、新型コロナウイルス感染拡大前には、ごく少数であった不登校児童生徒が急増しており、子どもの貧困をめぐる状況についても深刻化している。 不登校は社会的経済的な様々な貧困状態や長期の引きこもり等の温床となり、子どもの学力・進学・就職等に影響を与え、長期化するほどに回復が困難となるため、早期発見や初期対応、長期化する前のきめ細やかな支援を行うことにより、貧困の連鎖や新たな貧困層となっていく状態を抑制する。					
〔事業内容〕					
貧困状態の早期発見や予防の重要なポイントとなる不登校（または不登校傾向）については、一人一人の子どもによって、その背景や原因、対応策が異なることから、区内公立小中学校にサポーターを配置し、不登校傾向にある子どもも含めた登校支援や通常の学校活動への段階的な復帰支援等を行うことにより、教職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家に効果的につなげること等を通して、不登校児童生徒数の減少及び発生防止等につなげる。 また、令和元年10月文科省「不登校児童生徒への支援のあり方について（通知）」においては、支援の視点として「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある」と示されていることも踏まえ、教職員との連携や指示のもと、様々な社会経験をもつボランティアとしての特性を活かした支援を実施する。					

番 号	9	事 業 名	不登校の改善及び防止に向けた児童・家庭支援事業		
事業区分	不登校児童・生徒への支援		区 分	新規事業	
担 当 所 属	東成区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	1,489千円 (1,489千円)		手法	直営	
対 象 者	小学校 中学校		実施場所	東成区保健福祉センター子育て支援室	
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (3)				
小中学校への登校しぶりや、現に不登校状態にある児童が抱える不安や課題の的確な分析や環境調整、保護者支援等の実施により、安全・安心な教育環境整備を促進し、不登校の改善・防止を図る。					
〔事業内容〕					
区内小中学校及び子育て支援室へ心理学等の専門家（大学教授等）を派遣し、「登校しぶり」「不登校」状態にある児童や保護者、家庭が抱える課題の分析、支援者（学校、子育て支援室等）への助言指導を通じ、一人一人の状況に応じた教育環境整備や必要な支援の導入のための機関コンサルテーションを実施					
(1) 児童にかかる課題分析、必要な環境調整・支援構築への助言指導					
(2) 対人関係に課題のある保護者へのアプローチや支援に関する助言指導					
(3) ケース検討会における関係機関・事業所等への助言指導					
(4) ライフステージ移行時における必要な環境整備や支援の引継ぎ、ソーシャルスキル獲得支援に関する助言（幼保就園⇒小学校就学⇒中学校就学⇒高校入学または就労）					
(5) 関係機関・事業所等に向けた支援にかかるスキルアップ研修の実施					

番 号	10	事 業 名	子どもたちの「生きる力」育み支援事業			
事業区分	不登校児童・生徒への支援			区 分	新規事業	
担 当 所 属	東成区 市民協働課					
事業費算定額(差引市費)	1,778千円 (1,678千円)			手法	直営	
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	区内小学校 (2 校)		
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (3)					
本市では、小中学校の不登校出現率が増加しており、全国の率を上回る状況が続いているため、不登校対策が喫緊の課題となっている。 不登校の原因としては、約半数が「本人の無気力や不安」であり、児童生徒が自分の存在を認められているという思いや喜びを実感できる居場所づくりをはじめ、学びの楽しさや達成感を実感できる取り組みが求められている。 また、不登校は全ての児童生徒に起こり得るため、不登校の児童生徒はもちろん、新たな不登校を生まない取り組みも必要とされている。 そこで、全ての児童生徒が、自らの可能性を認識しながら「自分らしく生きる力」を育むことができるよう、新たに開設する居場所で学習支援や習い事等を実施する「心の居場所づくり」に取り組む。						
〔事業内容〕						
不登校児童生徒の多くは、「学校には自分が安心でき、居心地が良いと実感できる『居場所』がない」と感じている。 また、学校以外にも居場所を見つけられず、孤独を感じて精神的に不安定となってしまう児童生徒も少なくない。 居場所は、つらいことがあった時に立ち直るための原動力となることから、不登校の児童生徒に限らず、全ての児童生徒にとって、不登校を未然に防止するための大変重要な場所となる。 そこで区内の2つの小学校施設を利用し、全ての児童生徒を対象に学習支援や習い事等を実施することで、充実感や自らの存在感を見出すことができる「心の居場所づくり」に取り組む。						

番 号	-	事 業 名	西成区こども生活・まなびサポート事業			
事業区分	不登校児童・生徒への支援			区 分	-	
担 当 所 属	西成区 保健福祉課					
事業費算定額(差引市費)	82,485千円 (54,991千円)			手法	委託	
対 象 者	小学生 中学生	実施場所	中学校(6 校)とその接続する小学校 (10校)			
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (3)					
※西成特区で予算要求						
市全体の施策により課題のある児童生徒のサポート体制は充実しつつあるが、西成区では生活困窮世帯が多く児童生徒の抱える課題が質・量ともに深刻であり課題解決に至っていない。全国学力学習状況調査の結果でも、西成区は大阪市平均を下回る。こうした現状を打開するため、健全な学校生活を送れるよう児童生徒に対し寄り添い支援を行い、小・中学校に家庭生活面等で児童生徒が抱える個別課題に対応するサポーターを配置する。平成29・30年度は1中学校区、令和元年度は2中学校区でモデル実施し、令和2年度からは区内全中学校区（6中学校区）へ拡充し本格実施を開始した。（令和元年度からは西成特区構想関連事業の予算を再掲） また、令和5年度より授業に集中できない児童に対し、状況に応じた声掛けや児童から個別に話を聴くなど、学習習慣の定着に向けた登校後の寄り添い型支援を行うサポーター等を区内2小学校（モデル実施）に配置する。 〔事業内容〕 ・事業対象 西成区内の小・中学校に在学する児童生徒のうち、家庭生活面等で課題を抱えるサポートが必要な児童生徒 ・実施内容 こどもサポートネット事業のスクリーニング会議によって決定される支援方針に基づき、学校に配置するサポーターがサポートが必要な児童生徒に対し寄り添い支援（遅刻・不登校対応、学習姿勢向上のための支援等）を行い、学びの場への						

番 号	11	事 業 名	こども支援ネットワーク事業			
事業区分	居場所づくり			区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局 企画部 企画課					
事業費算定額(差引市費)	20,613千円			(10,180千円)	手法	直営・補助
対 象 者	その他		実施場所	大阪市内		
事業目的、概要	計画施策体系 3 - (3)					
地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体等や、支援企業等、大阪市社会福祉協議会、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築するとともに、令和元年度からは安心・安全な運営の基盤整備のための取組みを追加し、ネットワークへの加入を促進する。						
〔事業内容〕						
1 活動団体の情報や支援企業をホームページ等により発信						
2 活動団体・支援企業相互の情報共有を図るための定期的なミーティングの実施						
3 活動団体の従事者（従事意向のある者を含む）等を対象とする研修の実施						
4 支援企業からの提供物資の仲介						
5 活動団体でのボランティア活動の仲介						
6 新たな活動団体の開拓、支援						
7 活動団体の取組みの活性化を図るための調査・分析						
8 ボランティア等の不測の事故に対応する保険に加入						

番 号	12	事 業 名	大阪市こどもの居場所開設支援事業			
事業区分	居場所づくり			区 分	新規事業	
担 当 所 属	こども青少年局 企画部 企画課					
事業費算定額(差引市費)	21,645千円			(945千円)	手法	補助
対 象 者	民間法人、任意団体等		実施場所	大阪市内		
事業目的、概要	計画施策体系 3 - (3)					

地域のこどもたちにとって、食事や学習機会を提供する場、見守りの場、学校でも家庭でもない居場所を通し、地域の大人と関わることの安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身につけることができるこどもの居場所が必要とする地域に開設されるよう、本市が開設にかかる経費を補助することで、こどもの居場所を充足させる。

〔事業内容〕

各区役所と連携し、必要な地域にこども食堂を含むこどもの居場所を開設する団体に対し、開設にかかる備品等（冷蔵庫・炊飯器・机・椅子・書籍・文房具など）の経費を補助する。（補助率：10/10）

令和4年度については4区（淀川区、鶴見区、東住吉区、西成区）によるモデル実施。

令和5年度、令和6年度については、全区を対象に事業実施。

大阪市こどもの居場所開設支援事業補助金

- 対象事業：こども食堂、学習支援などこどもの居場所の実施
- 対 象 者：民間法人、任意団体
- 対象経費：こどもの居場所開設に必要な備品等(テーブル・冷蔵庫・食器・文具など)
- 補助金額：上限30万円／1か所
- 補 助 率：10／10

番 号	13	事 業 名	こども食堂支援事業			
事業区分	居場所づくり			区 分	継続事業	
担 当 所 属	西成区 保健福祉課					
事業費算定額(差引市費)	150千円			(150千円)	手法	補助
対 象 者	不問		実施場所	区内各地域		
事業目的、概要	計画施策体系 3 - (3)					
西成区の生活保護受給率・就学援助適用率は大阪市平均より高く、貧困状態の子育て世帯も多い。加えて、こども同士や大人との関わりも稀薄となってきた。こうした状況下、こども食堂にて、こども同士や大人と食事を摂る中で得られる安心感や連帯感がこどもの成長の一助になると期待できる。しかし、有志での運営は拡充や持続に限界があるため、補助金にて運営費を補助し、安定運営が出来るよう支援する。						

番 号	14	事 業 名	大阪市こどもサポートネット（コーディネーター配置）		
事業区分	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり		区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局 企画部 企画課				
事業費算定額(差引市費)	293,820千円 （ 284,820千円 ）			手法	直営
対 象 者	小学生 中学生 その他		実施場所	区役所	
事業目的、概要	計画施策体系 3 - (3)				

〔大阪市こどもサポートネット〕

支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育分野・保健福祉分野の総合的な支援が必要であるが、各種施策が十分に届いていないといった課題が実態調査から明らかになった。課題を抱えるこどもや世帯を各小中学校において発見し、各小中学校による支援とともに、区役所等や地域の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長マネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進する。

平成30年度・令和元年度のモデル実施（モデル区：此花区・港区・大正区・浪速区・生野区・住之江区・平野区）の効果検証を踏まえ、令和2年度より全区で実施。

〔コーディネーター（こどもサポート推進員）配置〕

区役所等の保健福祉分野の支援や地域の支援を行うにあたり、アウトリーチ（家庭訪問等）により、保健福祉制度の説明や手続きをはじめ、こども食堂等の地域における支援活動を案内するなど、こどもや子育て世帯を適切な支援につなぎ、解決に導いていく仕組みとして、コーディネーター（こどもサポート推進員）をモデル区に配置し、こどもと子育て世帯の総合的支援の強化に取り組む。

番 号	15	事 業 名	大阪市こどもサポートネット（SSWの配置）		
事業区分	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり		区 分	継続事業	
担 当 所 属	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当				
事業費算定額(差引市費)	285,854千円 （ 225,157千円 ）			手法	直営
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	小中学校（全24区）を巡回	
事業目的、概要	計画施策体系 3－（3）				
〔大阪市こどもサポートネット〕					
支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育分野・保健福祉分野の総合的な支援が必要であるが、各種施策が十分に届いていないといった課題が実態調査から明らかになった。課題を抱えるこどもや世帯を各小中学校において発見し、各小中学校による支援とともに、区役所等や地域の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長マネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進する。					
平成30年度・令和元年度のモデル実施（モデル区：此花区・港区・大正区・浪速区・生野区・住之江区・平野区）の効果検証を踏まえ、令和2年度より全区で実施。					
〔スクールソーシャルワーカーの配置〕					
全24区においてアセスメント機能を強化するためにスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、各小中学校において児童生徒の生活状況を把握し、課題を発見・共有するスクリーニング会議を定期的に開催する。SSWはその会議に参画し、様々な課題に対してのアセスメントを行い、それらをもとにチーム学校で対応を検討し、教育分野または福祉分野における課題を整理しながら、総合的な支援の強化に取り組む。					

番 号	16	事 業 名	大阪市こどもサポートネット（スクールカウンセラー事業）		
事業区分	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり		区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局 こども相談センター				
事業費算定額 （差引市費）	〔全体〕	389,247千円	（ 261,306千円 ）	手法	直営
	〔うち重点分〕	46,468千円	（ 30,979円 ）		
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	小中学校	
事業目的、概要	計画施策体系 3－（3）				

〔大阪市こどもサポートネット〕

支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育分野・保健福祉分野の総合的な支援が必要であるが、各種施策が十分に届いていないといった課題が実態調査から明らかになった。課題を抱えるこどもや世帯を各小中学校において発見し、各小中学校による支援とともに、区役所等や地域の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長マネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進する。

平成30年度・令和元年度のモデル実施（モデル区：此花区・港区・大正区・浪速区・生野区・住之江区・平野区）の効果検証を踏まえ、令和2年度より全区で実施。

〔スクールカウンセラーの参画〕

臨床心理の専門家として、全24区内の各小中学校で開催されるスクリーニング会議に参画し、心理的な観点から、児童・生徒のさまざまな情報を整理・統合し、アセスメントやプランニングを行うとともに、今後の当該児童・生徒および家庭との関わり方についてアドバイスを行う。

番 号	17	事 業 名	若者自立支援事業（高校中退者への支援策）		
事業区分	高校中退者への支援策			区 分	継続事業
担 当 所 属	こども青少年局 青少年課				
事業費算定額 （差引市費）	〔全体〕 〔うち重点分〕	39,134千円 8,131千円	（ 30,877千円） （ 4,066千円）	手法	委託
対 象 者	市内に居住する高校生	実施場所	市内にある高校等		
事業目的、概要	計画施策体系 3－（１）				
若者自立支援事業（コネクションズおおさか）では、市内にある高校等の高校１年生に対して、自立啓発冊子「リアルな社会の歩き方」を配布するとともに、学校の協力を得ながら、出前セミナー等を実施している。一度、高校を中途退学してしまうと学校からの支援やフォローが届かなくなってしまうため、不登校や中途退学となる可能性のある生徒を早期発見し、在校中から適切な相談機関に確実につないでいくことが重要であることから、こども青少年局（コネクションズおおさか）と学校が連携しながら、令和４年度以降については、中退リスクの高い市内の府立高校を対象に出前セミナーを実施する。さらに、学校が「コネクションズおおさか」の支援が必要と判断した生徒については、情報を早い段階で学校と共有し、適切な支援につなげる。 また、区役所出張相談を実施しながら連携を強化し、一人ひとりの状況に応じた支援を実施する。さらに、自ら相談に向かうことができない若者や、これまで支援が届いていなかった若年層を支援につなげるために、引き続きLINE等を活用し、「コネクションズおおさか」の情報発信と相談受付を実施する。					

番 号	18	事 業 名	ひとり親家庭自立支援給付金事業		
事業区分	ひとり親世帯への支援策			区 分	継続事業
担 当 所 属	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課				
事業費算定額 (差引市費)	〔全体〕 472,275千円 (155,076千円) 〔うち重点分〕 98,569千円 (64,369千円)			手法	補助・給付
対 象 者	ひとり親世帯の親及び子	実施場所	区役所・こども青少年局		
事業目的、概要	計画施策体系 4－(1)				

ひとり親家庭の母、又は父の安定した就労による自立を図るため、就職や転職に有利な資格（看護師、保育士等）取得に係る養成機関で訓練を受ける場合に給付金を支給しているが、当該給付金の拡充を行うなど、より生活の負担の軽減を図り、資格取得を促進する。

〔事業内容〕

- ・市独自で高等職業訓練促進給付金を拡充し、就職や転職に有利な資格取得を促進する。
- ・市独自で高卒程度認定試験合格支援事業の対象者の年齢制限を拡充（ひとり親家庭の子）するとともに、補助額を拡充し、ひとり親世帯の親及び子の高卒認定試験合格を促進する。

番 号	19	事 業 名	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業			
事業区分	ひとり親世帯への支援策			区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課					
事業費算定額(差引市費)	21,893千円 (21,893千円)			手法	補助・委託	
対 象 者	ひとり親世帯の親	実施場所	区役所・こども青少年局・愛光会館等			
事業目的、概要	計画施策体系 4－(1)					
ひとり親家庭の母、又は父が就職や転職に有利な資格を取得するため養成機関への入学を希望するものの、学力面や金銭面においてサポートを必要とする方を対象に、予備校の費用を補助または受験対策の講座を開設することにより、資格取得を促進し、安定した就労につなげる。 〔事業内容〕 ・サポーターによる事前相談を通じて、資格取得を目的に専門学校に入学するために、予備校に通う等、一定の準備が必要な方を対象に、「専門学校等受験対策給付金」を支給する。 ・ひとり親家庭等福祉施策の拠点施設において受験対策講座を行うことで、一時預かり保育が必要な方にも対応するとともに、子育てや生活の悩みの相談にも対応でき、より効果的な修業が期待できる。						

番 号	20	事 業 名	養育費確保のトータルサポート事業		
事業区分	その他の顕著な課題		区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課				
事業費算定額(差引市費)	24,763千円 (17,263千円)			手法	補助・委託
対 象 者	養育費の問題を抱えている方	実施場所	各区役所		
事業目的、概要	計画施策体系 4－(4)				
【事業目的】					
養育費はこどもの健やかな成長にとって重要なものであり、こどもにとって養育費の受け取りは当然の権利である。養育費の取り決めや支払いは親としての当然の責務であり義務であるとの社会的認識を深め、養育費の確保を確実にするための情報提供や相談体制を充実させる。令和元年度から、公正証書の作成や支払い確保の支援など新たな取組みを追加し、養育費の確保にかかる総合的な支援を実施する。					
【事業概要】					
・ 養育費に関するパンフレットを作成し、区役所において離婚届とともに配付する。					
・ 弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談を区役所において実施する。(年48回)					
・ 養育費の取決めで、複雑な法律上の問題が生じた方に、必要に応じて弁護士事務所への訪問相談を実施する。					
・ ひとり親家庭サポーターによる家庭裁判所等への同行支援					
・ 公正証書の作成費用、家庭裁判所の調停調書の作成費用を補助					
・ 民間の養育費保証会社と保証契約した場合の本人負担分を補助					
・ 養育費の支払いが滞っている方に対し、必要に応じて弁護士事務所への訪問相談を実施する。					

番 号	21	事 業 名	こどもの貧困対策推進経費			
事業区分	その他の顕著な課題			区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局 企画部 企画課					
事業費算定額(差引市費)	44,596千円			(43,096千円)	手法	直営
対 象 者	－		実施場所	－		
事業目的、概要	こどもの貧困対策推進本部の運営にかかる事務費 ・ 大阪市こどもの貧困対策推進本部会議の運営 ・ 大阪市内のこどもたちの生活実態等を踏まえ、課題の抽出、重点的に取組む施策の方向性、施策等の検討					